平成27年6月2日経済産業省特許庁

民間競争入札実施事業 商標審査前サーチレポート(不明確な指定商品・役務に係る調査) 作成事業について(案) (平成25年度及び26年度)

I 事業の概要

1. 委託業務内容

本事業は、出願された商標の指定商品・役務が商標法第6条に定める要件を満たすか否かの判断を審査官が審査するに当たり、受託事業者が商標登録願に記載された不明確な指定商品・役務の特定を行い、その商品・役務が、どのような商品・役務であるか、どの程度の商品・役務の概念を包含しているかという観点で専門書及び特許庁から貸与するデータ等を利用して審査の判断材料になる資料の調査を行い、その調査結果(サーチレポート)を納入するものである。

2. 業務委託期間

平成25年4月1日~平成28年3月31日

3. 受託事業者

一般財団法人 日本特許情報機構

4. 受託事業者決定の経緯

入札説明会では5者の参加があったところ、入札参加者は2者であった。

商標審査前サーチレポート(不明確な指定商品・役務に係る調査)作成事業 民間競争入札実施要項及び入札説明書に基づき、入札参加者2者から提出された企画書について同実施要項に定める評価委員会において審査した結果、 両者とも必須項目を満たしており合格との判断に至った。その後平成25年2月 4日の開札において、入札価格が予定価格の範囲内であったため、総合評価方式にのっとり上記受託事業者が落札者となった。

- Ⅱ 確保されるべき質の達成状況及び受託事業者からの主たる改善提案に関する 実施状況
- 1. 確保されるべき質の達成状況
 - (1) 調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明した案件数(フィードバック報告件数)

確保すべき 対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
審査官と同等の視点からの	0%	0%
調査が必要となるため、実	実施件数26, 368件	実施件数26,885件の
施件数全体の1%以内とす	のうちフィードバック件	うちフィードバック件数O
ること。	数O件	件

(2) 成果物の納入

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
成果物については、分割納入とし、 原則週1回納入すること。	週1回納入	週1回納入

(3) 成果物の納期

確保すべき	_ , , , ,	
対象公共サービスの質	│ 平成25年度 │	平成26年度
成果物については、特許庁が	納入実績年間平均	納入実績年間平均
発注した日から2か月以内に、	約1.2か月	約1.2か月
遅滞なく納入しなければならな	なお、平成25年4月	
U, o	及び5月については	
なお、契約1年目の年度当初	発注から4週間程度	
は、審査の遅延を回避するた	で納入。	
め、上記納期サイクルより極力		
短い期間(発注から3~4週間		
程度)で納入できる体制を整備		
しておくこと。		

(4) 早期審査対象の出願等の納期

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
早期審査、その他案件処理に緊急	対象件数 O件	対象件数 O件
性を要する出願として、特許庁が個		
別に発注した案件については、発注		
から2週間以内に納入すること。		

(5) 年間の納入回数

確保すべき 対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
年度ごとにその納入処理を行うこと(約50回)。	全件年度内に納入。 (納入回数49回)	全件年度内に納入。 (納入回数50回)

(6) 1ロット当たりの納入件数

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
出願数の動向から多少の変動はあるものの、	実施済み。	実施済み。
1ロット510件程度の納入処理が可能な実施	(平均517件)	(平均537件)
体制を確保すること。		

2. 受託事業者の改善提案に関する実施状況

(1) 業務の効率化について

受託事業者は、調査結果(サーチレポート)の作成や納入等に係る独自のシステムを構築し、その利用により業務の効率化を図っており、その結果、納入期間の短縮や実施経費の削減についても効果をあげている。(Ⅲ2.)

(2) 調査結果(サーチレポート)の品質向上について

受託事業者は、独自のシステムを活用した調査方法、業務に要される高い専門知識を修得させるための職員教育体制の確立及び納入物の校閲方法の改善により調査結果(サーチレポート)の品質向上を図っている。納入される調査結果(サーチレポート)の品質の高さは、フィードバックがほぼ無いことからも裏付けられている。(Ⅱ1.(1))

Ⅲ 実施経費に関する状況及(平成25年度及び26年度)

本事業における実施経費は「年間調査件数×1件当たりの単価」によって算出さ れるが、年間調査件数は外部要因である商標出願件数により毎年度変動すること から、単純に実施経費を用いて削減効果を確認することは適当でない。

よって、契約単価を用いて従来経費と比較することとする。

	(従来) 24年度	25年度 ~27年度	単価当たりの 削減額	削減率
契約単価 (税抜き)	3,771 円	3,300 円	471 円	約12.49 %

<経費削減額>

(1) 事業評価期間の削減額(25年度及び26年度) 平成25年度及び26年度合計調査件数53, 253件

× 単価当たりの削減額471円 = 25,082,163円

(2) 単年度当たりの平均削減額 12,541,082円 (▲12.49%)

Ⅳ 評価のまとめ

平成25年度及び26年度において、確保されるべき質として設定した目標について は達成している。

また、受託事業者による業務改善提案の実施により、納入期間の短縮及び経費削 減並びに調査結果(サーチレポート)の品質向上の点で効果を上げていることは評価 出来る。

実施経費については、年間平均調査件数で従来経費と比較すると、単年度当たり 12,541,082円 (▲12,49%)経費が削減されている。

Ⅴ 今後について

事業全体を通した実施状況は以下のとおりである。

- (1) 実施期間中に受託事業者が業務改善指示を受ける、業務に係る法令違反行 為等を行った実績はない。
- (2) 次期事業以降、法律専門家等外部有識者で構成された「評価委員会」を設け る等、実施状況のチェックを受ける

体制を整えることについて検討している。

- (3) 本事業の入札において応札者は2者であり、競争性は確保されている。
- (4) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標を達成している。
- (5) 従来経費からの節減額は単年度当たり12,541,082円 (▲12.49%) であり、効率的な業務運営により経費削減の効果が上がっている。

上述のとおり、本事業については、市場化テストを終了する基準を満たしており、 良好な実施結果を得られていることから、今後の事業に当たっては、市場化テスト を終了し、当庁の責任において行うこととしたい。

市場化テスト終了後においても、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上及びコストの削減等を図る努力をしてまいりたい。